

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

健康保険被保険者証廃止に伴う各種取扱いについて

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年12月2日より健康保険被保険者証（以下、健康保険証）の新規交付が廃止されることに伴い、健康保険証にかかる手続き等の取扱いを下記のとおりお知らせいたします。

記

- 令和6年12月2日から健康保険証の交付が廃止され、医療機関等の受診は原則、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行うことになります。マイナンバーカードを持っていない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方には「健康保険資格確認書」を交付します。
- 事業所様からの届書を当健保組合が受付し、データ登録が完了するまでマイナ保険証の利用はできません。データ登録には、書類の不備や内容調査を要しない場合で最短3日程度（受付日の翌々日まで）かかります。届出が遅延するとその間はマイナ保険証の利用ができませんので、できる限り早期の届出をいただきますようお願いいたします。
- 「資格確認書発行要否欄が追加される届書」及び「新設の届書」について
次の届書については、『資格確認書発行要否欄』が追加されます。「資格確認書」が必要な方は『**口発行が必要**』にチェック☑してください。
※『発行が必要』のチェックがない場合、資格確認書は交付しません。

*「発行が必要」となるのは以下の方に限ります。

- ・ マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納した方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除申請をした方、利用登録を解除した方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

※必ずご確認のうえ必要となる方のみチェック☑していただきますようお願いいたします。

「資格確認書発行要否欄が追加される届書」	被保険者資格取得届
	被扶養者(異動)届
	被保険者・被扶養者 氏名・生年月日変更訂正届
	任意継続被保険者資格取得申請書
「新設する届書」	資格確認書(再)交付申請書
	資格情報のお知らせ 再交付申請書

※ 令和6年12月2日以降は、新しい届書で提出していただきますようお願いいたします。やむを得ず『資格確認書発行要否欄』のない届書で提出する場合で「発行が必要」な方は、備考欄または余白部分に「資格確認書の発行が必要」と記載してください。記載のない場合、資格確認書は交付しません。

※ 電子申請での届出は、日本年金機構の届出作成プログラムの新様式の仕様書が令和7年1月末頃の対応となります。電子申請の資格取得届で「発行が必要」な方は、当面は現行の様式で、備考欄に「資格確認書発行要」と記載していただくか、別紙にて発行が必要とわかるように届出をしていただきますようお願いいたします。

○「健康保険被保険者証再交付申請書」の届書は廃止となります。

現在お持ちの健康保険証を紛失等された場合は、「**健康保険資格確認書(再)交付申請書**」を提出していただくことになります。

なお、マイナ保険証の利用登録をしていることが確認できた方は、「資格確認書」の交付はできません。

●各種証書（「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」）の申請及び交付について

令和6年12月2日以降の各種証書は以下のとおりとなります。

証 書 種 類	マイナ保険証の利用登録あり		マイナ保険証利用登録なし (資格確認証の交付あり)	
	申請書	証書交付	申請書	証書交付
高齢受給者証	—	なし	—	あり
限度額適用認定証	不要	なし	要	あり
限度額適用・標準負担額減額認定証	要	なし	要	あり
特定疾病療養受療証	要	なし	要	あり

・「マイナ保険証利用登録なし」の方は、引き続き高齢受給者証を除く各種申請手続きが必要となります。

・「マイナ保険証利用登録あり」の方は、「限度額適用認定証」の申請手続きは不要です。

※ 令和6年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をされている方から限度額適用認定申請書を提出されても証書の交付はできません。

●資格情報のお知らせの発行について

・健康保険の給付金等の各種申請に必要な被保険者等の記号・番号・枝番・保険者名等を簡易に把握するための「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証登録の有無にかかわらず、加入者全員に発行いたします。

・「資格情報のお知らせ」を紛失等した場合は、『**資格情報のお知らせ 再発行申請書**』を事業所を通じて提出してください。

(資格情報はマイナポータルでダウンロードしてスマートフォンなどに登録することができます。マイナポータルで資格情報画面を参照することが可能な場合は再交付申請は不要です。)

●現在の健康保険証について

- ・ 現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日まで使用できます。令和7年12月2日以降は使用できなくなりますので、マイナ保険証の利用登録のご協力をお願いいたします。
- ・ 令和7年12月2日以降は現在お持ちの健康保険証の回収の必要はありません。各自で廃棄していただくこととなりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。ただし、令和7年12月1日までに資格喪失等した場合は、回収のうえ返納してください。

●資格確認書について

- ・ 令和7年12月1日までの経過措置期間に、マイナ保険証の利用登録がされていない方等については、「資格確認書」を職権で作成し、令和7年10月頃(予定)に事業所様を通じて交付することとしています。
- ・ 令和6年12月2日以降交付する「資格確認書」は、令和8年11月30日が有効期限となります。
- ・ 有効期限を過ぎると使用できなくなります。有効期限が過ぎた「資格確認書」の回収の必要はありません。各自で廃棄していただくこととなりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。ただし、有効期限内に資格喪失等される場合は、回収のうえ返納してください。

○ 「資格確認書発行要否欄が追加される届書」及び「新設の届書」については『申請書ダウンロード』に掲載しておりますのでご利用ください。

○ 上記についてご不明な点がございましたら 健保組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課 TEL : 06-6385-2851
